

大情審答申第 397 号
平成 27 年 8 月 21 日

大阪市教育委員会
委員長 大森 不二雄 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成26年 3 月25日付け大市教委第3174号及び同年 9 月 5 日付け教委第1521号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成 25 年 4 月 25 日付け大市教委第 358 号により行った非公開決定（以下「本件決定 1」という。）及び平成 26 年 6 月 17 日付け大市教委第 914 号により行った非公開決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 とあわせて「本件各決定」という。）において公開しないこととした部分を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

- (1) 異議申立人は、平成 25 年 3 月 12 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「もと精華小学校・もと精華幼稚園跡地開発事業者募集プロポーザルに応募された全ての計画提案書を公開ください。」との旨の公開請求（以下「本件請求 1」という。）を行った。
- (2) 異議申立人は、平成 26 年 6 月 5 日、条例第 5 条に基づき、実施機関に対し、「もと大阪北小学校・もと曾根崎幼稚園跡地開発事業者募集プロポーザルの事業選定における、全応募案の公開を請求いたします。」との旨の公開請求（以下「本件請求 2」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件請求 1 に係る公文書を「もと精華小学校・精華幼稚園跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザルへの応募申込者すべての計画提案書」（以下「本件文書 1」という。）と、本件請求 2 に係る公文書を「もと大阪北小学校・もと曾根崎幼稚園跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザルへの応募申込者すべての計画提案書」（以下「本件文書 2」といい、本件文書 1 とあわせて「本件各文書」という。）と

特定した上で、公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

記

「条例第 7 条第 2 号に該当 (説明)」

上記の情報については、応募申込者が事業活動を行う上でのノウハウが反映されている情報であって、公にすることにより、応募申込者の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 25 年 6 月 24 日、本件決定 1 を不服として、平成 26 年 8 月 8 日、本件決定 2 を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づきそれぞれ異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 応募申込者はその計画提案書が公開されることを前提に応募しており、公明正大に審査されたことを明らかにするためにも公開されるべきである。
- 2 今プロポーザル実施要項によると、「提出された計画提案書の内容について、本市が開催する都市計画、経営、法律等に関する学識経験者等からなる選定会議（非公開）において、…評価を行います。」とある。
今プロポーザルでは、「審査において必要に応じ、応募申込者に対してヒアリング等を行うことがあります」と書かれているが、ヒアリングも行われなかったようであり、書面以外のものも審査されていない。
審査員の学識経験者の方々が、内容を理解し審査されたことを明らかにするためにも応募申込者すべての計画提案書の公開を求める。
- 3 市民財産である敷地の売却であるのに、市民がその是非を問える材料が全くないのはおかしいと思っている。公有敷地の売却であるので、審査が公明正大に行われたことを明らかにするためにも、プロポーザルへの全応募案は公開されるべきと考えている。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 非公開決定理由について

教育委員会としては、次の点から公開区分について検討した結果、非公開とした。

計画提案書に記載されている内容は、全体計画に関すること、個別の事業内容に関すること、事業実施に関することの何れにおいても、状況把握や提案内容だけでなく、レイアウトや書式等に至るまで、各事業者間で同一のものは無く、全て事業提案する際の応募申込者の事業ノウハウが反映されたものであり、公開することにより応募申込者の事業活動に支障をきたすおそれのある内容であり、条例第7条第2号に該当するため非公開としている。

- 2 もと精華小学校・もと精華幼稚園跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザル（以下「本件プロポーザル1」という。）及びもと大阪北小学校・もと曾根崎幼稚園跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザル（以下「本件プロポーザル2」といい、本件プロポーザル1とあわせて「本件各プロポーザル」という。）での計画提案書公表の前提について

本件プロポーザル1の実施要領（以下「本件実施要領1」という。）及び本件プロポーザル2の実施要領（以下「本件実施要領2」といい、本件実施要領1とあわせて「本件各実施要領」という。）では、「知的財産権等」で「計画提案書類等の知的財産に係る権利については、それぞれの応募申込者に帰属します」としているとおり、各計画提案書の知的財産権についてはその作成者である各応募申込者に帰属することを前提としている。

さらに、「価格提案審査結果・経過の公表」で「事業予定者の計画提案書の一部若しくは全部をホームページ等で公表します」としており、プロポーザル応募申込者と、価格提案審査及び計画提案審査を経たうえで最終的に落札者として選定された事業予定者とを明確に区別している。そのうえで、計画提案書が無条件に公表対象として取り扱われる者を事業予定者のみに限定している。

そのため、本件各プロポーザルに申し込むことによって計画提案書が公表されることが前提条件となっている訳ではない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求す

る市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件各文書について

本件各文書は、本件各プロポーザルにおいて、事業予定者として選定された応募申込者を含むすべての応募申込者が提出した計画提案書であり、実施機関は、本件各決定において本件各文書のすべてを非公開としている。

また、本件各文書は、全体計画に関すること、個別の事業内容に関すること及び事業実施に関することから構成されている。

3 争点

実施機関は、本件各文書について、条例第7条第2号を理由に本件各決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件各文書の公開を求めている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各文書の条例第7条第2号該当性である。

4 本件各文書の条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の基本的な考え方

条例第7条第2号は、法人その他の団体や事業を営む個人（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができる」と規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であつて、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であつて、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

(2) 本件各プロポーザルについて

当審査会において本件実施要領1を確認したところ、「計画提案に求める考え方」として「精華小学校跡地売却にあたっての協議会要望…及び…精華小学校跡地活性化協議会の議事内容を踏まえるとともに、本物件が大阪ミナミの中心地に位置し、なんばエリア全体の今後一層の活性化の起爆剤になり得る土地として期待されていること、精華小学校が、かつて地元有志の出資により設立されたことや、その建物の意匠などを、地域の歴史や都市の魅力として継承していくことも期待されていることに配慮して、事業計画を提案してください。」とするとともに、他にも様々な条件を付していることが認められた。

また、本件実施要領2を確認したところ、「主旨」として「これらを踏まえ、当該地の売却にあたっては、その立地条件を鑑み、周辺地域との連続性や回遊性に配慮しつつ、にぎわいのある都市機能の導入を図るとともに、当該地の中で、曽根崎地域の防災拠点として、本市の費用負担を持って借り受け（期間30年）、管理する施設…の整備を両立した、曽根崎地域全体の活性化および安全で安心なまちづくりに活用することを目的として、広く事業提案を求めるプロポーザル方式により事業予定者（売却相手方）を決定します。」としており、「計画提案に求める条件」として「計画提案にあたっては、『I—1 主旨』、別添の『大阪北小学校跡地売却にあたっての要望』の内容を踏まえるとともに、以下の各項目の条件を遵守して作成してください。」とするとともに、他にも様々な条件を付していることが認められた。

以上のことから、実施機関は、本件各プロポーザルにおいて、応募申込者に対し、本件各プロポーザルにおいて売却を予定している土地の特性に応じた計画提案書の提出を求めていると解される。

(3) 本件各文書の条例第7条第2号該当性について

ア 当審査会において本件各文書を見分したところ、全体計画に関すること、個別の事業内容に関すること及び事業実施に関することについて、応募申込者ごとに様々な記載があり、確かに実施機関が主張するように、同一のものは認められなかった。

しかしながら、上記(2)の本件各プロポーザルの性質を踏まえると、同一のものが認められないのは当然であると解される。

また、上記(2)のとおり、実施機関が本件各実施要領において様々な条件を付していることを踏まえると、応募申込者は、本件各プロポーザルにおいて、本件各プロポーザルに特化した計画提案書を作成していると解されるところ、本件各プロポーザルにおける計画提案書を公開したとしても、他の事業者がこれを他に盗用するおそれは想定し難い。

したがって、本件各文書は応募申込者である法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報には該当するものの、これを公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるとまでは認められない。

イ また、応募申込者自身の経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより当該法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがある情報や、その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがある情報は、本件各文書には特段認められなかった。

ウ したがって、本件各文書については、これを公開したとしても、応募申込者の事業活動が損なわれるなど応募申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団

(参考) 答申に至る経過

平成 25 年度諮問受理第 170 号及び平成 26 年度諮問受理第 125 号

年 月 日	経 過
平成 26 年 3 月 25 日	諮問及び実施機関理由説明書の提出（平成 25 年度諮問受理第 170 号）
平成 26 年 9 月 5 日	諮問及び実施機関理由説明書の提出（平成 26 年度諮問受理第 125 号）
平成 26 年 10 月 21 日	審議（論点整理）
平成 26 年 12 月 2 日	審議（論点整理）
平成 26 年 12 月 18 日	実施機関理由説明
平成 27 年 1 月 26 日	異議申立人意見陳述（平成 25 年度諮問受理第 170 号）
平成 27 年 2 月 23 日	異議申立人意見陳述及び異議申立人から意見書の提出（平成 26 年度諮問受理第 125 号）
平成 27 年 5 月 8 日	審議（論点整理）
平成 27 年 6 月 12 日	審議（論点整理）
平成 27 年 6 月 26 日	審議（答申案）
平成 27 年 7 月 10 日	審議（答申案）
平成 27 年 8 月 21 日	答申